

令和6年度 長野県中小企業融資制度のご案内

県では、金融機関及び長野県信用保証協会と協調し、長期・固定・低利の融資制度を設け、金融機関への資金の預託、県と市町村による信用保証料の補助を通じて、中小企業の皆さまが安定した経営を行えるよう応援します。

— お問い合わせ先 —

長野県 地域振興局 商工観光課	佐久 〒385-8533 佐久市跡部65-1 ☎0267-63-3157	木曾 〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1 ☎0264-25-2228
	上田 〒386-8555 上田市材木町1-2-6 ☎0268-25-7140	松本 〒390-0852 松本市大字島立1020 ☎0263-40-1932
	諏訪 〒392-8601 諏訪市上川1丁目1644-10 ☎0266-57-2922	北アルプス 〒398-8602 大町市大町1058-2 ☎0261-23-6523
	上伊那 〒396-8666 伊那市荒井3497 ☎0265-76-6829	長野 〒380-0836 長野市大字南長野県町686-1 ☎026-234-9527
	南信州 〒395-0034 飯田市追手町2丁目678 ☎0265-53-0431	北信 〒383-8515 中野市大字壁田955 ☎0269-23-0219
長野県信用保証協会	企業支援部 〒380-0838 長野市大字南長野県町597-5 ☎026-234-7680	本店営業部 〒380-0838 長野市大字南長野県町597-5 ☎026-234-7271
	松本営業部 〒390-0852 松本市大字島立976-1 ☎0263-47-1533	上田支店 〒386-0025 上田市天神3-4-8 ☎0268-22-5914
	飯田支店 〒395-0084 飯田市鈴加町2-19 ☎0265-52-1522	諏訪支店 〒392-0022 諏訪市高島1-12-18 ☎0266-52-1946
	佐久支店 〒385-0027 佐久市佐久平駅北19-5 ☎0267-68-8484	伊那支店 〒396-0015 伊那市中央4634-1 ☎0265-72-6148
	中野支店 〒383-0025 中野市三好町2-1-58 ☎0269-22-4528	
取扱金融機関	県内に本・支店のある銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、県信連、保証協会と契約のある農協	
セーフティネット保証等の認定	各市町村の商工担当課	
商工関係団体	商工会議所、商工会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会	
県ホームページ	長野県トップページ(http://www.pref.nagano.lg.jp)⇒「仕事・産業・観光」⇒「商工業」⇒「金融支援」	



しあわせ信州

※制度資金の利用にあたっては、各機関での審査があります。
審査の結果により、ご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。
※このパンフレットの内容は、令和6年4月1日現在の内容ですので、最新の内容は
県ホームページ等でご確認いただくか、経営・創業支援課又は地域振興局商工観光
課までお問い合わせください。

長野県産業労働部経営・創業支援課
(長野県庁5階 ☎026-235-7200)



令和6年度 長野県中小企業融資制度一覧

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金用途
中小企業振興資金	一般枠	事業資金をスピーディーに調達	経営の安定又は合理化のために資金を必要とする方	設備 運転
	短期継続融資枠		恒常的に必要な運転資金を継続して調達しようとする方 ◇恒常的に必要な運転資金(正常運転資金)=[売上債権+棚卸資産-買入債務] ◇返済期日に正常運転資金の範囲内で借換継続申込が可能な資金	運転
	経営者保証不要枠 新設		事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する方	設備 運転
	しあわせ信州創造枠 拡大		上記3資金(枠)を利用する方で、次のいずれかの制度の認証又は認定等を受けた方 ◇「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ◇「消防団協力事業所表示制度」認定 ◇「健康経営優良法人認定制度」 ◇「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録 ◇「業務改善助成金」の交付決定	
	創業枠		創業関連保証又はスタートアップ創出促進保証(以下、SSS保証)を利用する方	設備 運転
小規模企業発展資金	小規模企業者が成長・発展するために資金を調達	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者(※)の方で、小口零細企業保証を利用する方 ※小規模企業者:従業員が20人(宿泊・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の企業	設備 運転	
経営健全化支援資金	経営安定対策	売上の減少 取引先の倒産 防災・安全対策 災害等により必要となった資金を調達	(1) セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 (2) 経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 最近3か月間の売上高又は売上高経常利益率(収益性)が前年同期に比べ5%以上減少 イ 直近決算期の収益性が1期又は2期前に比べ減少	設備 運転
	特別経営安定対策		(1) セーフティネット保証1~4号・6号に該当する方 (2) 取引先企業の倒産による関連倒産のための資金を必要とする方で、倒産企業に対して50万円以上の回収困難な売掛金債権等を有する方 (3) 東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方 (4) 経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方で下記のいずれかに該当する方 ア 急激な為替相場の変動の影響又は消費税率引上げに伴う経営環境の悪化により、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 イ 災害の影響を受け、災害発生後2か月のうち1か月の売上高又は収益性が、その前の月又は前年同月に比べ5%以上減少 ウ 最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月に比べ15%以上減少	
	防災・安全対策		(1) 事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 (2) 旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 (3) 石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 (4) 事業継続計画(BCP)を策定又は事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備 運転
	災害対策		暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等の「 被災証明書 」等(災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの)を受けた方	設備 運転
	物価高対策		急激な物価高の影響を受け、最近3か月の売上高又は売上高営業利益率※が、前3か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少している者 ※ 売上高営業利益率=営業利益÷売上高	設備 運転
	新型コロナ向け伴走支援型		新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、伴走支援型特別保証を利用する方であって、下記のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方 (1) セーフティネット保証4号を利用する方 (2) セーフティネット保証5号を利用する方 (3) 下記のいずれかに該当する方 ア 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少している方 イ 最近1か月間の利益率(売上高総利益率又は売上高営業利益率)が前年同月又は直近決算の利益率と比較して5%以上減少、もしくは直近決算の利益率が直近決算前期と比較して5%以上減少している方 (4) 激甚災害(令和六年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた方	設備 運転

※事業者選択型制度とは…「事業者選択型経営者保証非提供制度」と「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」の総称であり、一定の要件を満たす法人が保証料を上乗せすることで経営者保証を外すこと出来る制度。信用保証料率欄の「事業者選択型制度」は前者の制度を指す。

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
1億円	10年(20年) <据置1年>	2.1%	2.65%以内 (全額自己負担)	◇スピーディーな調達が可能 ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
5,000万円	7年[借換10年] <据置6か月><借換は据置1年>	1年以内1.8%		
3,000万円	1年	1.8%		
設備・運転の合計で 1億6,000万円	10年 <据置1年>	2.1%	2.2%以内	◇担保・保証人不要(一定の要件が必要) ◇既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用
	7年[借換10年] <据置6か月><借換は据置1年>	1年以内1.8%		
		上記資金(枠)の利率から ▲0.2%		◇各認証等を取得している企業は貸付利率を引下げ
設備・運転の合計で 3,500万円	10年 <据置1年> <<SSS保証利用時3年の場合有>> 7年 <据置1年> <<SSS保証利用時3年の場合有>>	1.1%	1.0%以内 (全額自己負担)	◇迅速な資金調達が必要な創業者を支援 ◇創業関連保証、SSS保証のみ対象 ◇信州創生推進資金(創業支援向け)、(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した県の制度融資に限り借換が可能
設備・運転の合計で 2,000万円	10年 <据置1年> 7年[借換7年] <据置6か月><借換は据置1年>	1.9%	0.44%以内 ※事業者選択型制度利用時 1.325%以内	◇小口零細企業保証の対象者が利用可能 ◇設備・運転合算で2,000万円まで利用可能(申込金額を含む保証協会利用残高が2,000万円の範囲内) ◇既存県制度融資のうち創業支援向け、小規模企業向けの借換が可能(借換後も保証料補給あり)
6,000万円	10年 <据置1年>	1.9%	0.44%以内 ※事業者選択型制度利用時 1.325%以内 セーフティネット保証等利用の場合自己負担無し ※事業者選択型制度利用時 0.42%以内	◇経済の変動等の影響により経営環境が悪化している方などが利用可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証、危機関連保証等の場合※事業者選択型制度利用時を除く) ◇保証料補給のある既存県制度融資及び長野県新型コロナウイルス感染症対応資金の借換が可能(借換後も保証料補給あり) ◇危機関連保証、東日本大震災復興緊急保証を利用する方の利率を優遇(1.3%) ◇経済変動等の「最近3か月」とは、4月申込みの場合、1～3月、12～2月、11～1月の期間のうち、試算表等で売上高を確認できる期間で最も申込日に近い期間とする。
8,000万円	7年[借換10年] <据置1年> <借換は据置2年>	1.6% 貸付対象者(3)は1.3%		
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.9%		◇耐震補強工事を行う場合は、事業用部分のみが貸付対象 ◇機械転倒防止対策を行う場合、新規設備購入及びそれに伴う据付は貸付対象外 ◇貸付対象者(3)の方は、施設の新築増築に伴うものは貸付対象外
3,000万円	7年<据置1年>			
6,000万円	10年(15年) <据置2年>	1.1%		◇災害により事業活動に支障が生じている中小企業者が、設備の復旧、資材の購入等、事業活動の継続のために必要な設備資金、運転資金が貸付対象となる
8,000万円	7年<据置2年>			
6,000万円	10年<据置2年>	1.2%		◇物価高の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ※借換での利用は不可(県制度融資からの借換は、経営安定対策、特別経営安定対策、新型コロナ向け伴走支援型などが対応可能)
8,000万円	7年<据置2年>			
設備・運転の合計で 1億円	10年 <据置5年>	貸付対象者(1)、(2)、(4)は 1.6%	1.4%以内 セーフティネット保証等利用の場合自己負担無し ※事業者選択型制度利用時 0.45%以内	◇伴走支援型特別保証の対象者が利用可能 ◇新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化している方が利用可能 ◇スピーディーな調達が可能 ◇保証付き融資の借換が可能 ◇信用保証料の自己負担無し(セーフティネット保証等の場合)
		貸付対象者(3)は 1.8%		

資金名		資金の特徴	貸付対象者	資金 使途	
信州 創生 推進 資金	創業支援向け	創業前後の事業 資金を調達	下記のいずれかに該当する方 (1) 現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 (2) 創業した日から5年未満である方 (3) 分社化しようとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の会社 (4) SSS保証を利用する方	設備	
			運転		
	事業承継向け	事業承継のために 資金を調達	(1) 既存事業を譲り受け、事業継続しようとする方 (2) 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 (3) 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 (4) 事業を譲り受けてから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 (5) 事業承継特別保証を利用する方	設備	
				運転	
	IT産業向け	IT産業の発展に寄 与する取組に係る 資金調達	日本標準産業分類に掲げる「大分類G-情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を営む方もしくは営もうとする方	①【創業】…信州創生推進資金(創業支援向け)の貸付対象者に該当する方で、 上記業種を主業とする方	設備
				運転	
				②【事業拡大】…上記事業に係る事業発展や拡大を目指す方	設備
				運転	
				③【立地】…ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設又は移転 等を行おうとする方	設備
	運転				
	事業展開・ 物流革新向け	経営力向上計画 経営革新計画 に基づき資金調達 新製品の開発 事業の多角化 のために資金調達	(1) 新しい技術・製品・サービス等の研究開発、事業展開を行おうとする方 (2) 事業転換又は新分野進出により、経営の多角化を図ろうとする方 (3) AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方又は AI・IoT・ロボットを用いた設備等を導入し生産性向上を図ろうとする方 (4) 上記(1)～(3)のいずれにも該当せず、物流の効率化に資する設備導入又は環境整備等に より生産性向上を図ろうとする者	設備	
				運転	
地域活性化 向け	地域を活性化する 取組に係る 資金調達	(1) 商店街の空き店舗に出店しようとする方及び出店後1年以内の方 (2) 県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 (3) 観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 (4) 障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 (5) 「からだに優しい食品」(機能性表示食品など)を製造する方	設備		
			運転		
企業立地向け	工場等の新設・移 転や設備の更新・ 増強のために 資金調達	(1) 工業団地に工場等の新設又は移転等を行おうとする方 (2) 工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 (3) 県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備		
			設備		
			運転		
ゼロカーボン・ 次世代産業 向け 拡大	ゼロカーボンに向 けた取組や、次世 代産業に参入す るために資金調達	(1) 環境・エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業 転換又は新規参入を図る方、若しくは、事業転換又は新規参入後間もない方 (2) 節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方 (3) 上記(1)のうち、試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組み方(太陽光発電を除く)	設備		
			運転		
			設備		
			運転		
海外展開向け	海外への事業展開 のために資金調達	県内に本社機能を有する方で、海外へ事業展開を図ろうとする方	設備		
			運転		
経営 改善サ ポート 資金	通常型	外部の専門家の支 援を受け、経営基 盤を強化するた めに資金調達	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再 生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備	
	特別型 新設			経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再 生計画の実施をする方で事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)を利用する方	設備 運転

貸付限度	貸付期間上限 ()内は土地・建物等	貸付利率 (年率)	信用保証料率 (※自己負担分)	資金のポイント
3,500万円	10年 <据置1年> <SSS保証利用時3年の場合有>	1.1% (イノベティブ 枠に該当する方 は1.0%)		<ul style="list-style-type: none"> ◇創業後5年未満の方も貸付対象 ◇創業関連保証を利用し、貸付期間が同一の場合に限り運転・設備の一括申込が可能。 ◇中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(IT産業向け【創業】)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇イノベティブ枠(6P参照)は利率優遇(1.0%) ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能
2,000万円	7年 <据置1年> <SSS保証利用時3年の場合有>			
1億5,000万円	10年 (15年※(5)は10年) <据置1年>	1.0%		<ul style="list-style-type: none"> ◇貸付対象者(3)のうち経営承継借換関連保証を利用する方、又は貸付対象者(5)の事業承継特別保証を利用する方に限り、保証付き融資の借換が可能 ◇事業承継後5年未満の方や経営承継円滑化法に基づく認定を受けた方(中小企業者の新代表者等)も対象
3,000万円 [借換8,000万円]	7年[借換10年] <据置1年>			
3,500万円	10年<据置1年> <SSS保証利用時3年の場合有>	1.0%	0.44%以内 ※事業者選択型 制度利用時 1.325%以内	<ul style="list-style-type: none"> ◇「信州ITバレー構想」の実現に向け、IT産業関連の事業者に対して、創業から事業拡大までを幅広く支援 ◇①の場合、中小企業振興資金(創業枠)、信州創生推進資金(創業支援向け)との合計で、最大5,500万円が貸付限度 ◇SSS保証を利用する場合は経営者保証不要、創業関連保証を利用した保証料補給金が交付されている県の制度融資に限り借換が可能
2,000万円	7年<据置1年> <SSS保証利用時3年の場合有>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.1%	(創業関連保証、SSS保証、経営革新関連保証、経営力向上関連保証等の利用の場合及びゼロカーボン向けの一部対象者は自己負担無し) ※事業者選択型制度利用時 0.42%以内	<ul style="list-style-type: none"> ◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇生産性向上を目的とした設備導入等の前向きな取組みを支援
5,000万円	7年<据置1年>			
3億円	15年<据置3年>			
5,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.1%		<ul style="list-style-type: none"> ◇経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方は、当該計画の添付により、事業計画書の添付を省略可能 ◇生産性向上を目的とした設備導入等の前向きな取組みを支援
3,000万円	7年 <据置1年>			
1億5,000万円	10年(15年) <据置1年>	1.7% 貸付対象者(2)のうち伝統的工芸品を製造する方及び(5)の方は1.4%		<ul style="list-style-type: none"> ◇宿泊施設のリニューアルや観光需要に対応した環境整備(Wi-Fi環境整備等)を行う方も貸付対象 ◇「からだに優しい食品」を製造する方の利率を優遇(1.4%) ◇貸付対象者(4)の方は、施設の新築に伴う場合、施設の建築費は対象外
3,000万円	7年 <据置1年>			
3億円	15年<据置3年>	1.4%		<ul style="list-style-type: none"> ◇工業団地へ新設・移転・設備導入等を推進 ◇土地取得又は造成費用について貸付を受けた場合は、原則1年以内に建物の工事に着工すること ※地方公共団体等と立地にかかる契約に特別の定めがある場合は、その期間内に建物の工事に着工、操業をすること
1億5,000万円	10年(15年) <据置2年>			
3,000万円	7年<据置1年>			
1億円	10年(15年) <据置2年>	1.4% (ゼロカーボンに限り1.1%)		<ul style="list-style-type: none"> ◇二酸化炭素排出量を減少させる製品の製造や石油由来製品からの転換等、ゼロカーボンに向けた取組を支援 ◇貸付対象者(1)の事業転換又は新規参入後間もない方とは、進出後5年未満の方 ◇再生可能エネルギー産業(太陽光除く)に取り組む方、航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方などは進出後5年以降でも利用可能 ◇エネルギーコスト削減促進ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料補助拡大(貸付対象者(2)に限る)
3,000万円	7年<据置1年>			
1億5,000万円	15年(18年) <据置5年>			
5,000万円	12年 <据置5年>	1.4%		<ul style="list-style-type: none"> ◇現在の事業の縮小、県内事務所の閉鎖、従業員の雇用調整を伴わないものが対象
1億円	10年(15年) <据置1年>			
3,000万円	7年<据置1年>			
設備・運転の合計で 1億5,000万円 ※通常型と特別型の 合計で2億8,000万円	15年 <据置1年>	1.6%	自己負担無し ※事業者選択型制度利用時 0.42%以内	<ul style="list-style-type: none"> ◇事業再生計画の実施に必要な資金が貸付対象 ◇信用保証料の自己負担無し(事業者選択型制度利用時を除く) ◇既存県制度融資の借換が可能 ◇特別型は信用保証付き融資の借換が可能 ◇事業再生計画の精査に時間を要する場合がある
	15年 <据置5年>			

長野県中小企業融資制度の概要

【1】中小企業者の範囲

業種	資本金	従業員数
製造業等（運送業、建設業、旅行業など）	3億円以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

(資本金又は従業員数のどちらか一方該当すれば対象となります。)
 ※原則として県内に事業所等があり、県内において1年以上継続して事業を営んでいる必要があります(新規開業予定者を対象としている資金もあります)。

【2】ご利用できない方

- ◇農林漁業、性風俗関連特殊営業、学校法人、公益法人、社会福祉法人（医業を主たる事業とする場合を除く）等
- ◇信用保証協会等で行った代位弁済に対する債務の履行が終わっていない方
- ◇手形の不渡り事故を起こし銀行取引停止処分を受けている方
- ◇許可等が必要な業種でこれを受けていない方
- ◇公序良俗に反する行為又は違法な行為を行っている方
- ◇制度融資を不正に利用したことがある方
- ◇経営継続の見込みのない方
- ◇悪質な税滞納のある方
- ◇営業と家計が分離していない方
- ◇経営内容が投機的である方
- ◇医業・歯科医業の方及びNPO法人の方のうち、市町村で貸付対象者としていない方（貸付対象者となるかは各市町村にお問合せください）

【3】制度融資の仕組み

- 信用保証協会の保証付き融資となります（一部資金を除く）。
- 申込（相談）窓口は金融機関、商工会議所、商工会となります。
- 県内に本支店のある金融機関で利用が可能です。（都市銀行、地方銀行、第2地方銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、県信連及び信用保証協会と契約のある農協）
- 制度融資は長期・固定・低利の貸付を特徴としており、短期資金のメニューを除き1年を超える期間の貸付となります。
- 次の場合は設備資金の対象となりません。
 - ・ 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
 - ・ 不動産のうち、先行投資的又は過剰投資的なもの
 - ・ 設備設置日等から相当な期間代金未払いが続いたもの
 - ・ 補助金対象事業の内、補助金が充当されるもの（1年未満で利用する場合を除く）

【4】連帯保証人・担保の取り扱い

- ◇連帯保証人
原則として、法人代表者を除き不要ですが、次の方を連帯保証人とする場合があります。
 - 1 実質的な経営権を持っている者、申込者（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者
 - 2 本人又は代表者に健康上の理由がある場合の事業承継予定者
 - 3 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合は、当該協力者等
- ※保証協会が経営者保証ガイドラインに則った対応等を実施する場合、法人代表者の保証は不要です。
- ※「事業者選択型経営者保証非提供制度」を利用する場合は、保証人は不要です。
- ◇担保
原則として金融機関及び信用保証協会の必要に応じて徴することとなります。

【5】信用保証料補給割合について

◇県・市町村の保証料補給のある資金における補給割合は次のとおりです。

小規模企業発展資金、経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型除く）、信州創生推進資金（海外展開向け除く）

信用保証料率	割引	補給割合（県）	補給割合（市町村）	中小企業者支払い分保証料割合
(責任共有制度対象) 0.45%～2.35%	有担保等 △0.10%	2/5	2/5	1/5
(責任共有制度対象外) 0.50%～2.65%		事業者選択型制度利用時 3/10(上乘せ0.25%時) 1/4(上乘せ0.45%時)	事業者選択型制度利用時 3/10(上乘せ0.25%時) 1/4(上乘せ0.45%時)	事業者選択型制度利用時 4/10(上乘せ0.25%時) 2/4(上乘せ0.45%時)

- ※セーフティネット保証や経営改善サポート資金、信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け※エネルギーコスト削減促進ツール利用時）等、県・市町村の全額補給により中小企業者負担が無い場合があります（事業者選択型制度利用時は負担が発生します）。
- ◇経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）、信州創生推進資金（海外展開向け）、経営改善サポート資金（特別型）は県のみ信用保証料の補給があります。
- ◇中小企業振興資金については経営者保証不要枠除き信用保証料の補給はありません。

長野県中小企業融資制度の貸付対象者の詳細内容

【1】信州創生推進資金（創業支援向け）

■「イノベティブな創業の活発化を図るため、県の創業支援施策を受ける方」とは次の**いずれか**に該当する方

- 1 信州アクセラレーションプログラムの支援対象事業者
- 2 信州ベンチャーコンテスト及び信州ベンチャーサミットのプレゼンテーション発表者
- 3 地域課題解決型創業支援事業（ソーシャル・ビジネス創業支援金）の支援対象事業者
- 4 長野県創業支援センターの支援対象事業者
- 5 エンジェル税制の対象企業
- 6 信州スタートアップ・承継支援ファンドの投資対象企業

【2】信州創生推進資金（事業承継向け）

■「経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方」とは次の**いずれか**に該当する方

- 1 経営承継円滑化法第13条第1項の規定による経営承継関連保証を利用する方
- 2 経営承継円滑化法第13条第2項の規定による特定経営承継関連保証を利用する方
- 3 経営承継円滑化法第13条第3項及び同条第4項の規定による経営承継準備関連保証を利用する方
- 4 経営承継円滑化法第13条第5項の規定による特定経営承継準備関連保証を利用する方
- 5 経営承継円滑化法第13条第6項の規定による経営承継借換関連保証を利用する方

【3】信州創生推進資金（事業展開・物流革新向け）

■「新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方」とは次の**いずれか**に該当する方

- 1 中小企業等経営強化法の認定事業者（経営革新計画の承認、経営力向上計画の認定を受けた方）
- 2 新たな研究開発、事業展開による技術・製品・サービス等が、機能、用途、性能等（サービス等にあっては、内容、手段、効率性等）において、従来にない特徴を有し、当該事業の属する業界又は財・サービスを供給する市場等における新しい活動を誘引する等先導的な役割を果たすと見込まれるもの

■「事業転換又は新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方」とは次の**全て**に該当する方

- 1 現在の事業と日本標準産業分類の細分類（4ケタ分類）において、異なる分類に属すること
ただし、同一の分類に属する場合は、商品の機能、性能及びサービス等の大幅な改善を行い市場の多角化等を行う場合に限るものであること
- 2 新たな事業分野は進出後の全事業活動のおおむね20%以上を占めるものであること（事業活動の割合の算定は、生産額、取引額又は付加価値額による） ※付加価値額＝人件費＋減価償却費＋営業損益
- 3 新たな事業分野は将来の発展が確実に見込め、また、当該事業分野の経営ノウハウ等を十分保有できると見込めるものであること
- 4 下請事業者にあっては、親事業者からの単なる発注品目の変更によるものでないこと

【4】信州創生推進資金（地域活性化向け）

■「観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方」とは、次の**1～3いずれか**の整備を行おうとする方

- 1 下表に掲げる観光施設の整備

対象施設	施設例
スポーツ施設	スキー場、グラウンド、体育館、テニスコート、プール等
温泉施設	天然温泉浴場等
文化施設	クラフト施設、物産館等
その他の施設	観光施設として認められたもの

- 2 宿泊施設の整備

- 3 観光需要に対応するための環境整備（Wi-Fi環境の整備、キャッシュレス決済機能導入、外国語表示看板等の多言語受入環境整備等）

■「県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方」とは、次の**いずれか**の製品を製造しようとする方

- 1 寒天 2 水産加工品 3 野菜果実缶詰 4 漬物 5 味噌 6 醤油 7 和菓子 8 ワイン 9 清酒
- 10 地ビール 11 そば 12 凍豆腐 13 生糸 14 信州紬 15 染色 16 和紙 17 水引
- 18 竹・籐・杞柳・わら・あけび蔓細工 19 家具 20 仏壇・神具 21 木彫品 22 ギター 23 漆器 24 スキー
- 25 木工芸品 26 瓦 27 焼物 28 石材加工品 29 信州鋸 30 打刃物 31 煙火
- 32 その他知事が適当と認めるもの

■「障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方」とは、次の**いずれか**の設備、また、これらと併せた建物の整備をする方（新築時に設置する場合は対象外）

対象施設	傾斜路、自動ドア、障害者等の利用に配慮したトイレ 障害者等の利用に配慮したエレベーター
------	--

【5】信州創生推進資金（企業立地向け）

■「工業団地」とは、次のいずれかをいう

- 1 地方公共団体又は地方公共団体が50%以上出資している法人が取得又は造成した工業団地
- 2 「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農業産業法）第5条に規定する産業を導入すべき地区
- 3 都市計画法第8条に規定する準工業地域、工業地域又は工業専用地域
- 4 その他知事が適当と認めた地域

【6】信州創生推進資金（ゼロカーボン・次世代産業向け）

■「節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造又は修理を行おうとする方」とは、次のいずれかの設備の設置、改造又は修理を行おうとする方

- 1 省エネルギー型照明設備（LED照明への切り替え、照明反射板の設置に限る）
- 2 エネルギーの使用の合理化に資する施設（信用保険法施行規則別表第二の一に掲げるエネルギー対策保証の対象となる120施設）
- 3 非化石エネルギーを使用する施設（上記別表第二の二に掲げるエネルギー対策保証の対象となる7施設）
- 4 遮熱・断熱設備（屋根、外壁、窓等の遮熱又は断熱性能の向上に資する設備の設置及び改修）

【7】経営改善サポート資金

■「経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方等で、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型含む）を利用する方」とは、次に例示する計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方

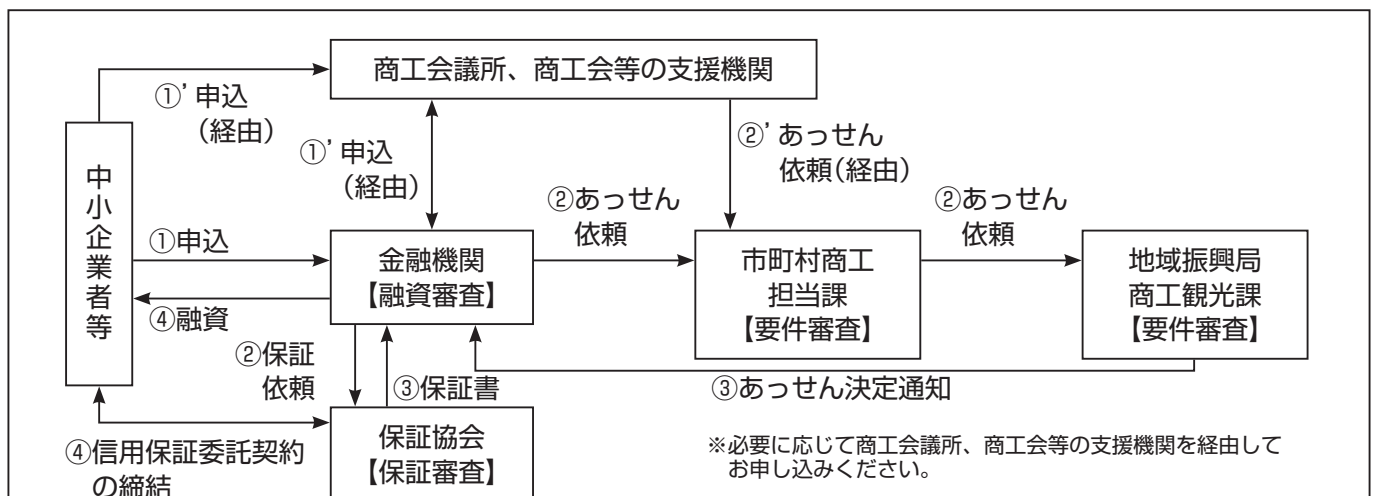
- 1 認定支援機関（中小企業活性化協議会等）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
※認定経営革新等支援機関（認定された税理士や金融機関）とは異なります
- 2 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

※その他の貸付対象者については、地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。

長野県中小企業融資制度の県のおっせんまでのスケジュール

【1】制度融資の申込みの流れ（県がおっせんし、県及び市町村が保証料補給を行う資金）

①から②までの審査期間に加え、③までの審査に要する標準的な取扱日数は10営業日程度です。商工会議所、商工会を通して申込むこともできますが、申込日は金融機関へ提出した日となります。申込書類に不備がある場合、上記以上に時間を要したりするため、書類の添付漏れや記入漏れに十分ご注意ください。なお、添付書類や書類の記入方法について、不明な点がある場合はあらかじめ地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。



- (注1) 書類不備を揃える時間及び申込内容に疑義があり、調査を行う時間は除きます。
- (注2) 信州創生推進資金（創業支援向け）や経営改善サポート資金等、計画の精査に時間を要する資金は、10営業日以上要することがあります。
- (注3) 申込が集中する時期（特に6・9・12・3月）は10営業日以上要することがあります。取扱日数の目安については、申込先の地域振興局商工観光課までお問合せ下さい。



融資あっせん申込書



2024年4月10日

長野県知事様

法人名	長野産業株式会社
氏名又は代表者名	長野 太郎
屋号（個人の方のみ記入）	

以下の制度融資を利用したいので、添付書類を添えて申し込みます。

資金名	経営健全化支援資金（経営安定対策）	金利：1.9%
イノベ枠	非該当：※イノベティブ枠に該当する場合のみ、受けている創業支援施策を選択	
申込金額	1,000万円（内訳：※借換や運設申込の際に記入）	
借入希望日	令和6年4月30日	
金融機関	〇〇銀行（営業店：〇〇支店）	
借入期間	12カ月据置 72回月賦返済（計84カ月）	
資金使途	運転資金	
許可等	有（当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします。）	
認定等	セーフティネット5号	事業者選択型制度利用：無
申込市町村	〇〇市町村	

（記入上の留意事項）

- この申込に伴って収集する個人情報はこの申込に対応するとともに、中小企業経営指導及び分析に資するために使用します。
- 太枠内のみ記入してください。*印欄は記入の必要はありません。
- 別紙チェックリストは必須書類です。内容を確認の上、金融機関の担当者が記入してください。
- 申込内容を変更または修正する場合は、保証協会、市町村、県等の関係機関に対して速やかに報告するとともに、必要に応じて申込書等の再提出をお願いします。

<p>*本申込を適当と認め、保証協会等の貸付に付されたときは、長野県中小企業融資保証料補給金交付要綱（平成15年3月31日付14産振第608号）第3に規定する補給金と同額を負担します。</p> <p>年 月 日</p> <p>市町村長 ⑤</p>	<p>* 第 号 年 月 日</p> <p>様</p> <p>地域振興局長 ⑥</p> <p>本申込について、中小企業融資規程の定めるところによりあつせんします。</p> <p>（貸付利率 年 1.9%）</p>
---	--

*（地域振興局使用欄）

長野県中小企業融資制度申込書類一覧

◆：各資金等の必須申込書類
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

【留意事項】

- 以下に定める書類の他、あっせん申込を行う市町村や、利用する保証制度により、追加で必要となる書類がある場合がございます。
- 各書類の必要部数については、申込事業者が金融機関に提出していただく部数を記載しております。
4部…金融機関、信用保証協会、市町村、県用 / 3部…金融機関、信用保証協会、県用
2部…市町村、県用（中小企業振興資金及び伴走支援型は、金融機関、信用保証協会用） / 1部…信用保証協会用

(※)：設備資金・運転資金の一括申込ができる資金（同一保証を利用する場合で、貸付期間が同一の場合）

共通申込書類		注意点等	部数
全資金共通	◆融資あっせん申込書【様式第1号（チェックリスト含む）】	■海外展開向け、特別型は申込書3部	4
	◆貸借対照表、損益計算書（直近決算期分） ※同一年度内の融資申込時に提出済みの場合は添付不要 ◇直近の試算表等（決算後6か月以上経過の場合）	■中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）は添付不要	2
	◇県税及び市町村税の納税証明書（未納が無いことの証明書）	■1部正本、他は写し ■県税全て及び市町村税の定める税目で滞納が無いこと ■中小企業振興資金、経営健全化支援資金（新型コロナ向け伴走支援型）は添付不要	2
	◇許可証等の写し（許可証等の取得が必要な業種の場合） ※営業上必要な許認可の他、当該融資にかかわる事業、目的において必要な許認可や申請等がある場合は、別途書類の提出を求める場合がございますので、あらかじめ国、県、市町村、関係機関等に必要となる手続きをご確認ください。	■許可等の種類ごとに主たる事業所分を添付 ■設備未完成等で許可取得できない場合、信用保証協会への念書を申込時に添付 ■許可証等の名義人と申込される方は原則同一となる（名義が異なる場合は申込前に地域振興局まで要相談）	4
設備資金の場合	◆設計設備計画図、見積書、カタログ等の写し ※写真及び金額と仕様の分かる書類であれば可 ◇建築確認済証の写し（貸付対象が建物の場合） ◇土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（貸付対象が土地の場合） ◇設備設置場所の略図（事業所以外の場所に設置する場合）	■見積書の内訳書がある場合、合計金額を確認 ■見積書の宛名は申込人名と同一、見積業者印漏れ、有効期限に注意	4

資金別申込書類		注意点等	部数	
中小企業振興資金	共通	◆申込確認書（長野県信用保証協会所定様式）	■信用保証協会へ提出	1
	短期継続融資枠	◆中小企業振興資金（短期継続融資枠）運転資金確認票【様式第2号】		2
	経営者保証不要枠	◆事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書 ◇市町村長の発行する特定中小企業者の認定書		2
	しあわせ信州創造枠	次のいずれかの認証（認定）を受けた方 ◇職場いきいきアドバンスカンパニー認証書の写し ◇市町村が発行した消防団協力事業所に係る認定通知書の写し ◇消防団協力事業所表示制度確認書【様式第3号の2】（市町村の認定通知書が添付できない場合） ◇健康経営優良法人認定書の写し ◇長野県SDGs推進企業登録証の写し ◇業務改善助成金交付決定通知書の写し	■認証書等の期限に注意	2
	創業枠(※)	新規開業予定者に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ（様式第17号は不要） ----- 新規開業者に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ	■新規開業予定者及び新規開業者の定義は信州創生推進資金（創業支援向け）を参照。ただし、本資金は創業関連保証又はSSS保証を利用できる方に限ります ■認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする方は市町村長の証明書が必要	2
小規模企業発展資金(※)	◆事業計画書【様式第13号】	■借換は、成長・発展のための設備資金、運転資金借入を伴うものであること	4	

◆：各資金等の必須申込書類
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類		注意点等	部数
経営健全化支援資金	経営安定対策 ◇経営向上計画書【様式第14号～様式第14号の2】 セーフティネット保証又は危機関連保証を利用する方 ◇市町村長の発行する特定（又は特例）中小企業者の認定書 経済変動等に該当する方 ◇試算表等、要件に該当することを確認できる書類の写し（試算表等を作成していない場合、中小企業者作成の売上推移表に税理士や商工会指導員等の確認を受けたものでも可）	■セーフティネット保証又は危機関連保証利用の場合、認定書の有効期限内に市町村へ申込みこと ■経営向上計画書は今期に比べ、3年後を目途に、売上高又は収益性が増加する計画となる ■東日本大震災復興緊急保証又は危機関連保証を利用する方は、経営向上計画書の添付不要	4
	特別経営安定対策 倒産企業への債権を保有する方 ◇倒産企業との取引状況及び回収困難債権額を確認できる書類の写し 東日本大震災復興緊急保証を利用する方 ◇東日本大震災復興緊急保証中小企業者であることの市町村長の認定書		
	物価高対策 伴走支援型特別保証制度を利用する方 ◇経営行動計画書 ◇売上高減少要件確認書・売上高総利益率減少要件確認書・売上高営業利益率減少要件確認書のいずれか（セーフティネット保証認定者以外）		2
	新型コロナ向け伴走支援型（※）		
	防災・安全対策 ◆事業計画書【様式第15号～第15号の4】 耐震補強改修工事を行う方 ◇耐震診断結果書類の写し BCPに基づく対策を講じる方 ◇事業継続計画書（BCP）の写し		4
災害対策 ◆市町村長等の発行する「災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）」		4	
信州創生推進資金	新規開業予定者に該当する方 ◇創業計画書【様式第16号】 ◇創業計画に関する意見書【様式第17号】※分社化する方は除く ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く	■新規開業予定者とは具体的に事業活動に着手する前の段階の方 ■新規開業者とは具体的に事業活動に着手している方（法人の場合、設立登記。個人事業主の場合、開業届提出、事業所の賃貸借契約締結、商品の仕入れを開始等） ■設備資金・運転資金の一括申込ができる（創業関連保証又はSSS保証の利用が要件） ■認定特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする方は市町村長の証明書が必要	4
	新規開業者に該当する方 ◇開業届（開業届提出前の場合、賃貸契約書や商品売買契約書等の客観的着手を確認する書類）又は商業登記簿謄本の写し ◇次の①～③のいずれかの書類 ①創業計画書【様式第16号】（法人の場合は会社設立、個人の場合は開業届提出又は客観的着手後から、売上発生するまでの期間の方） ②収支等計画書【様式第18号】（売上発生から決算書を作成するまでの方）※売上発生後間もない時点の申込の場合、信用保証協会から創業計画書の添付を求められる場合があり、その場合、収支等計画書は添付不要 ③貸借対照表、損益計算書（決算書作成済の方）※信用保証協会から計画書等の書類を求められた場合はその写しも添付		
	SSS保証を利用する方 新規開業予定者に該当する方 ◆創業計画書【SSS保証所定様式】 ◇創業計画に関する意見書【様式第17号】 ※分社化する方は除く ◇事業を営んでいない個人であった事実を証する書類（前職の源泉徴収票等）※分社化する方は除く		
	新規開業者に該当する方 ◇開業届（開業届提出前の場合、賃貸契約書や商品売買契約書等の客観的着手を確認する書類）又は商業登記簿謄本の写し ◆創業計画書【SSS保証所定様式】 ※売上が発生している方も対象（ただし、税務申告1期終了以降の方については一部記入省略可）		
	イノベティブ枠（県創業支援施策対象者）に該当する方 ◇創業支援施策対象者確認票【様式第19号】		

- ◆：各資金等の必須申込書類
◇：各資金等で必要な場合がある申込書類

資金別申込書類		注意点等	部数
信州創生推進資金	事業承継向け ◇事業計画書【様式第20号～第20号の2】 既存事業を譲り受けようとする方 ◇事業承継同意書【様式第27号】 事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて計画を策定した方 ◇事業承継計画書 経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 ◇経営承継円滑化法第13条の規定に基づく都道府県知事の認定書及び認定申請の提出書類の写し 事業承継後5年未満の方 ◇開業届（個人）又は商業登記簿謄本（法人）の写し 事業承継特別保証を利用する方 ◇事業承継特別保証利用に係る信用保証協会への提出書類	■事業承継計画書又は経営承継円滑化法第13条の規定に基づく認定申請の提出書類の写しをもって事業内容が確認できる場合若しくは事業承継特別保証を利用する場合は、事業計画書の添付不要	4
	IT産業向け（※） 信州創生推進資金（創業支援向け）に該当する方 ◇信州創生推進資金（創業支援向け）に同じ 事業発展を目指す方 ◇事業計画書【様式第21号】 ICT産業立地助成金の事業認定を受けた方 ◇ICT産業立地助成金認定通知書の写し	■設備資金・運転資金の一括申込ができる（創業関連保証又はSSS保証の利用が要件）	4
	事業展開・物流革新向け ◇事業計画書【様式第22号～第22号の4】 ----- 次の各計画の承認又は認定を受けた方 ①経営革新計画の承認申請書、承認書の写し ②経営力向上計画の認定申請書、認定書の写し	■①、②を添付した場合、事業計画書の添付不要	4
	地域活性化向け ◇事業計画書【様式第23号～第23号の4】 「からだに優しい食品」を製造する方 ◇「保健機能食品制度」の対象となっていることを証する書類	■障害者や高齢者等に配慮した施設整備を行うおとする方は事業計画書の添付不要	4
	企業立地向け ◇事業計画書【様式第24号～第24号の3】		4
	ゼロカーボン・次世代産業向け ◆事業計画書【様式第25号～第25号の3】 ----- 売電設備資金を申込み方 ◇経済産業省（若しくは一般社団法人太陽光発電協会等）の認定通知書 ◇電力会社への系統連系申込書兼電力販売申込書 等 節電・省エネ対策のための設備の設置等を行う方 ◇エネルギーコスト削減促進ツールによる「設備投資診断結果」 ※同ツールを活用して設備投資を行う場合、信用保証料の自己負担なし（事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合を除く）	■売電設備資金の場合、設置場所の登記簿謄本、農地転用を確認できる書類、賃貸契約書の写し等の提出を依頼することがあります ■省エネルギー型照明設備を導入する方は、事業計画書の添付不要	4
	海外展開向け ◆事業計画書【様式第26号～第26号の4】		3
経営改善サポート資金	通常型（※） ◆貸付対象者に記載のいずれかに該当する計画書の写し ◇債権者の合意書の写し（書面で合意がなされた場合）	■計画書は申込日の概ね3か月以内に作成したもの ■計画書に記載された資金の申込みであること	4
	特別型（※）	■設備資金・運転資金の一括申込ができる（貸付期間が同一の場合）	3
信用保証協会への申込書類		注意点等	部数
共通書類	◆個人情報の取扱いに関する同意書（原則として、初めて信用保証協会を利用する場合に限る） ◇従業員数確認書類（従業員数が一定規模以上の会社に限る）	■最新の必要書類については信用保証協会までお問い合わせください。	1
信用保証協会を初めて利用する場合	◆印鑑証明書の写し（原本証明不要） ◆商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	■前回申込から変更がある場合は添付が必要	1
その他	県、市町村、金融機関、信用保証協会に対し、その他審査に必要な書類の提出を求められることがあります。また、制度融資の対象設備の設置を完了したときは、県へ設備完了届の提出が必要です。（中小企業振興資金など、県があっせんをしていない資金の場合は不要。）		

【様式第〇号】と記載があるものは長野県公式ホームページからダウンロードできます。

長野県公式ホームページ

トップページ⇒「仕事・産業・観光」⇒「商工業」⇒「金融支援」⇒「長野県中小企業融資制度（融資手続及び申込書類）」

長野県信用保証協会の保証制度

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づいて設立された特殊法人です。中小企業の皆さまが金融機関から事業資金の借入をする場合、その借入がスムーズに行われるように公的な「保証人」となり、健全な企業の存続・発展をお手伝いする機関です。

【ご利用できる方】

- 業種 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業・サービス業のほとんどの業種を営む方がご利用できます。ただし農林・漁業、金融業・保険業（一部を除く。）など一部の業種はご利用できません。
- 許認可 許認可等を必要とする事業については許認可等を受けていることが必要となります。

【資金使途】

事業に必要な運転資金および設備資金が対象となります。

【保証限度額】

- 個人・法人 2億8,000万円（普通保証2億円、無担保保証8,000万円）
- 組合 4億8,000万円（普通保証4億円、無担保保証8,000万円）
- ※このほか、セーフティネット保証など、上記と別枠となる保証もあります。

【保証料】

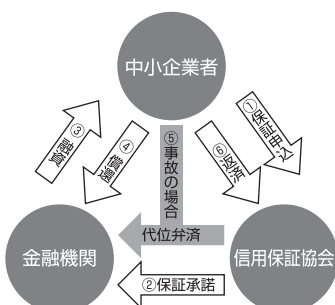
- 主な保証制度の料率は下表のとおり9段階です。
- 貸借対照表を作成されている方：経営状況等に応じ、区分1～9の各料率を適用
 - 貸借対照表を作成されていない方：区分5の料率を適用
 - 責任共有制度（※）の対象となると、保証協会の100%保証ではないため保証料率が低減された「責任共有保証料率」が適用されます。

	保証料率区分(単位:%)								
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
(新規応援、設備応援みらい、つなぐ、ともにみらいへ)	(1.80)	(1.65)	(1.45)	(1.25)	(1.05)	(0.90)	(0.70)	(0.50)	(0.35)
(災害緊急特別)	(1.70)	(1.55)	(1.35)	(1.15)	(0.95)	(0.80)	(0.60)	(0.40)	(0.25)
(事業承継特別・経営承継借換関連 (専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合))	(1.15)	(1.00)	(0.85)	(0.70)	(0.60)	(0.50)	(0.40)	(0.30)	(0.20)
(地方創生社債)	(1.26)	(1.11)	(0.96)	(0.81)	(0.71)	(0.66)	(0.56)	(0.46)	(0.31)
(特殊保証)	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有対象外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

- ・特殊保証とは、割引根保証、当座貸越根保証（カードローンも含む）を指します。
- ・セーフティネット保証など、上記区分別保証料率を採用しない保証制度もあります。
- ・不動産担保の提供がある等の場合には、0.1%の割引となります。（事業承継特別保証・経営承継借換関連保証（専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合）、伴走支援型特別保証を除きます。）
- ・事業者選択型経営者保証非提供保証により経営者保証非提供とする場合の保証料率は、適用する保証の保証料率に資格要件に応じて0.25%又は0.45%の上乗せとなります。

※「責任共有制度」とは、信用保証協会と金融機関で適切な責任共有を図り、連携して中小企業者に適切な協力を行うことを目的とした、金融機関が一定のリスク（20%相当分）を負担する制度です。

【ご利用のメリット】



信用保証の流れ
(県・市町村制度を除く)

- 保証協会が公的保証人となることで信用力がアップし、円滑な借入、借入枠の拡大（特に無担保枠）が図られます。
- 金融機関との取引が初めての方、取引実績の浅い方、新規開業の方でも融資が受けやすくなります。
- 県・市町村と連携した制度融資の利用により低利かつ有利な条件での融資が受けられます。また、制度によっては保証料の補給があります。（保証料は税法上費用として認められていますので、損金に算入できます。）
- そのほかにも協会独自の保証制度を用意しており、中小企業の皆さまの多様なニーズにお応えしています。
- 経営支援・再生支援等について、迅速かつ適切な対応が図れるよう経営相談（無料）にも応じております。

【セーフティネット保証（経営安定関連保証）】

セーフティネット保証とは下記のような事由により事業活動に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者が利用できる制度です。

1号から8号までのセーフティネット保証の中で、特にご利用の多い認定が4号認定と5号認定です。

4号認定基準 経済産業大臣の指定を受けた災害等の影響を受けており、下記の全てに該当するもの

イ	指定を受けた地域において1年以上継続して事業を行っていること
ロ	災害等の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

5号認定基準 経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行っており、下記のいずれかに該当するもの

イ	最近3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少していること
ロ	原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油又は石油製品の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、最近3ヶ月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること

注) 認定基準が変更されている場合がありますので、最新の認定基準につきましては保証協会・市町村等にご確認ください。

【保証限度額】 （別枠保証）

普通保証 2億円（組合4億円）

無担保保証 8,000万円

※通常保証の限度額2億8,000万円の他に、各号合算で、既存のセーフティネット保証の残高を合わせて2億8,000万円（6号認定の場合は3億8,000万円）を限度としてご利用いただくことができます。

【信用保証料率】

責任共有保証料率 0.44%～0.64%（5号・7号・8号）

責任共有対象外保証料率 0.55%～0.80%（1号～4号、6号）

【事務手続き】

セーフティネット保証の認定は市町村が行います。該当する中小企業の方は、法人であれば本社登記上の住所の市町村、個人であれば（住民票上の住所ではなく）主たる事業所の市町村の商工担当課等の窓口に必要な資料を添えて提出し、認定を受けてください。認定書（写し可）を保証協会への申込書類に添付していただけます。

【創業関連保証・スタートアップ創出促進保証】

創業者、創業予定者を対象とした不動産等の担保提供が不要な保証です。スタートアップ創出促進保証は、経営者保証も不要となります。

対象となる方 次のいずれかに該当する創業者又は中小企業者

- ①事業を営んでいない個人の方で、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画のある方（創業関連保証のみ）
- ②事業を営んでいない個人の方で、2ヶ月以内に新たに会社を設立し、事業を開始する具体的計画のある方
- ③会社（中小企業者である会社）が別会社を設立し、その事業を開始する具体的計画のある会社
- ④事業を営んでいない個人の方が事業を開始した場合、事業開始以後5年を経過していない方（創業関連保証のみ）
- ⑤事業を営んでいない個人の方により設立された会社で、設立以後5年を経過していない会社
- ⑥会社が設立した別会社で、設立以後5年を経過していない会社
- ⑦会社設立創業者が事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させた場合（法人成り企業）、会社設立創業者の事業開始以後5年を経過していない会社

【保証限度額】

無担保保証 3,500万円（合算）

【信用保証料率】

責任共有対象外保証料率 0.55%～0.80%（スタートアップ創出促進保証は、0.2%上乘せ）

【その他の主な協会保証制度】

保証制度名	摘要	保証限度	保証期間	保証料率	備考
一般保証	一般的な事業資金に対応するための制度です。(長期・短期資金等あらゆる対応ができます)	1企業 2億 8,000万円 (組合は 4億 8,000万円)	適切な期間とします。	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
小口零細企業保証	小規模企業者への安定的な資金調達を目的とした制度です。	1企業 2,000万円	10年以内	区分別保証料	担保は原則不要。保証人は必要となる場合がある。
根保証	手形貸付	申込 1件につき 100万円以上 2億 8,000万円 (組合は 4億 8,000万円)	2年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
	割引			区分別特殊保証料	
当座貸越根保証	所定の借入請求書又は借入専用小切手等により簡便に、貸越極度額までの貸越がおこなえる制度です。	1企業 100万円以上で 2億 8,000万円	1年間もしくは 2年間	区分別特殊保証料	担保は原則 5,000万円以内は不要。保証人は必要となる場合がある。
事業者カードローン根保証	小口事業資金を、一定の限度額の範囲内で、カードや端末機等を利用することで、簡便にタイムリーに、反復・継続して利用できる制度です。	1企業 100万円以上で 2,000万円	1年間もしくは 2年間	区分別特殊保証料	担保は原則不要。保証人は必要となる場合がある。
サステナビリティ推進保証 「ともにみらいへ」	サステナビリティに関する事項を目標や経営課題として掲げ、具体的に取り組む中小企業を支援する制度です。	1企業 3,000万円	運転資金7年以内、設備資金10年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
設備応援 みらい保証	設備投資に必要な資金を幅広く供給することにより、中小企業者の事業の発展を支援する制度です。	1企業 2億 8,000万円	無担保 15年以内、有担保 20年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
長期成長保証 「つなぐ」	一括返済も可能な長期安定資金により、中小企業者のさらなる事業の成長・発展等を支援することを目的とした制度です。	1企業 1億円	運転資金 2年以上 7年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
借換保証	保証付借入金の借換や複数の保証付借入金を集約できる制度です。	1企業 2億 8,000万円 (組合は 4億 8,000万円)	適切な期間とします。	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
伴走支援型 特別保証	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした制度です。	1企業 1億円	10年以内	区分別保証料 (自己負担 0.20% ~ 1.15%) セーフティネット保証は自己負担 0.20%	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。(経営者保証免除対応を適用する場合は不要)。
事業再生計画 実施関連保証	認定支援機関の指導等を受けて作成した事業再生の計画等に従って事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援する制度です。	1企業 2億 8,000万円 (組合は 4億 8,000万円)	15年以内	0.80%以内 (感染症対応型は自己負担 0.20%)	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある(感染症対応型の経営者保証免除対応を適用する場合は不要)。
事業承継 特別保証	事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件の下で経営者保証を不要とし、専門家からガバナンス体制の整備に関するチェックシートによる確認を受けた場合に保証料率を引き下げることで、中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的とした制度です。	1企業 2億 8,000万円 (組合は 4億 8,000万円)	10年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は不要。
災害緊急 特別保証	災害等の発生により影響を受けている中小企業者を支援することを目的とした制度です。	1企業 8,000万円	10年以内	区分別保証料	担保は必要に応じ。保証人は必要となる場合がある。
「地方創生」応援 社債保証	特定社債保証の要件に該当し、地方創生の取り組みを行う中小企業者を支援する制度です。	1企業 2,400万円以上 4億 5,000万円 (※)	7年以内	区分別保証料	利用合計額が 1億 6,000万円を超えるものは原則担保が必要 (※)。保証人は不要。

※「地方創生」応援社債保証は、発行額の 80%を保証協会が保証しますので、本制度での発行限度額は 5億 6,000万円です。なお、発行は最低 3,000万円以上で、1,000万円単位です。また、原則として担保が必要となるのは、発行額が 2億円を超える場合となります。

このほかにも保証制度がありますので、保証協会窓口へご相談下さい。

政府系金融機関・その他の関係融資制度のご案内

機関等	制度名	対象者	限度額	利率	貸付期間上限	保証人等	お問い合わせ先	
日本政策金融公庫 (中小企業事業)	新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	7.2億円	お問い合わせください	設備20年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置2年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	松本支店 0263-33-0300	
	海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	14.4億円		設備20年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置2年)			
	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)	社会的、経済的環境変化の中で、資金の導入をお考えの方	7.2億円		設備15年(うち据置3年) 運転 8年(うち据置3年)			
日本政策金融公庫 (国民生活事業)	一般貸付	事業を営むほとんどの業種の方	4,800万円 特定設備資金 別枠7,200万円	お問い合わせください	設備10年(うち据置2年) 特定設備20年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置1年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	長野支店 0570-021469 松本支店 0570-023118 小諸支店 0570-026076 伊那支店 0570-023834	
	生活衛生貸付	一般貸付	生活衛生関係の事業を営む方(飲食店、喫茶店、食肉食鳥肉販売業、氷雪販売業、興行場、一般公衆浴場業、旅館業、理容業、美容業、クリーニング業、サウナ営業、その他公衆浴場業)		設備 7,200万円 ～ 4.8億円 (業種によって異なる)			13年(うち据置1年以内、返済期間が7年超の場合2年以内) (一般公衆浴場業の場合30年以内)
		振興事業貸付	振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって生活衛生関係の事業を営む方		設備 1.5億円 ～ 7.2億円 (業種によって異なる) 運転 5,700万円			設備20年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置2年)
	経営環境変化対応資金(セーフティネット貸付)	売上が減少するなど一時的に業況が悪化している方	4,800万円		設備15年(うち据置3年) 運転 8年(うち据置3年)			
	小規模事業者経営改善資金(通称マル経融資)	従業員数が20人(商業・サービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)は5人)以下で商工会、商工会議所の推薦を受けた方	2,000万円		なし (無担保・無保証人)			
	生活衛生改善貸付	従業員数が5人以下(旅館業及び興行場営業は20人以下)の生活衛生関係の事業を営む方であって、生活衛生同業組合等の推薦を受けた方						設備10年(うち据置2年) 運転 7年(うち据置1年)
商工中金	一般貸付(長期資金・短期資金)	中小企業等協同組合法で設立された組合であって、金庫の株主となった組合及びその組合員の方	ご相談ください	ご相談ください	設備15年(うち据置2年) 運転10年(うち据置2年)	お客様のご希望を伺いながら相談させていただきます	長野支店 026-234-0145 松本支店 0263-35-6211 諏訪支店 0266-52-6600	
商工貯蓄共済融資制度		商工貯蓄共済制度に加入し、掛金を6か月以上正常に納付されている方	加入口数1口につき100万円以内で2,000万円を限度	年1.975% } 2.85%	設備10年(うち据置6か月) 運転 7年(うち据置6か月)	原則県信用保証協会保証付	取扱金融機関 県内指定金融機関 お問い合わせ 商工会、商工会連合会	
		商工貯蓄共済制度に加入し、掛金を6か月以上正常に納付されている方のうち指定された災害地の事業者	設備2,000万円 運転1,000万円		設備10年(うち据置1年) 運転 7年(うち据置1年)			
小規模企業共済契約者貸付制度(一般貸付)		小規模企業共済加入後、貸付資格判定時(4月末日または10月末日)までに12か月以上掛金を納付している方(納付掛金の要件あり)	掛金残高の70%～90%以内で10万円以上2,000万円以内	年1.5%	6か月～5年(貸付額により償還期間の上限がある)	なし	中小企業基盤整備機構からの通知により契約者が登録した金融機関 指定のない場合 商工中金	
中小企業倒産防止共済制度	共済金貸付	経営セーフティ共済の加入者で、加入後6か月以上経過、6か月以上掛金を納付している方(前納未到来分は除く)で、取引先事業者が倒産し、売掛金債権等の回収が困難となった場合(倒産日から6か月以内に請求)	「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額	無利子 ただし、貸付額の1/10に相当する額が納付した掛金から控除されます	5年～7年(うち据置6か月、貸付額により償還期間が異なる)	なし	登録取扱機関の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関	
	一時貸付	経営セーフティ共済の加入者で、12か月以上掛金を納付している方(前納未到来分は除く)	機構解約の場合の解約手当金の95%以内	年0.9%	1年	なし	お問い合わせ 中小企業基盤整備機構コールセンター 050-5541-7171	
地域再生支援利子補給金制度		県が策定した地域再生計画に基づき、県内での工場等の新設・増設を行う方	ご相談ください ※地域再生支援利子補給金制度は、対象企業に対して融資した場合に、国から金融機関に対して利子補給を行う制度です				県経営・創業支援課又は、最寄りの金融機関にお問い合わせください。	

※ 最新の利率等は各機関・お問い合わせ先にご確認ください。